

令和6年度の高齢者バス・タクシー利用助成券

助成券を郵送します



3月31日(日)時点で満70歳以上の市民を対象に、バス・タクシーの利用助成券を交付します。まだ申請したことのない人は、交付場所またはオンラインで手続きをしてください。市内循環線バスについては、4月から従来の便に加えて、新たなルート・時間での試験運行を始めます。

郵送の対象となる人

令和5年度に助成券の交付を受けた人

郵送の対象とならない人

令和5年度に助成券の交付を受けていない人

申請方法

申請の受付は、4月1日(月)からです。申請には、保険証などの本人確認ができるものが必要です。代理の人が申請する場合は、対象者と代理人の本人確認ができるものを持参してください。



オンライン申請についてはこちら→

高齢者バス・タクシー利用助成券について

対象者	3月31日(日)時点で満70歳以上の市民
助成額	2,000円(100円×20枚) ※1年度につき1回限り交付
利用方法	1回の乗車で200円分まで
利用できるバス・タクシー	・富士急グループの路線バス ・安全タクシー ・ミツワタクシー ※乗降場所のいずれかが市内であること
有効期限	令和7年3月31日(月)
交付場所	市役所2階 都市計画課 深良支所、富岡支所、須山支所

都市計画課 995-1829

犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は飼い主の義務です 手続きの一部がオンラインでできるようになりました

犬の飼い主は、市への犬の登録と飼い犬への年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。また、犬が死亡したときや飼い主が変わったときなどにも市への届出が必要です。



犬の登録・死亡などの手続きをオンラインで

犬を飼うときには、犬を飼い始めた日から30日以内(子犬の場合は、生後90日を過ぎてから30日以内)に登録する必要があります。



これまで窓口のみで受け付けていた犬の登録関係手続きの一部がオンラインでできるようになりました。ただし、市外からの転入・譲渡を伴う場合は、鑑札の交換が必要となるため、窓口で手続きをしてください。

狂犬病予防注射を受けさせましょう

狂犬病は、発症するとほぼ100%死亡するといわれている恐ろしい病気です。お近くの動物病院で、飼い犬に必ず予防注射を受けさせてください。



動物病院で「注射済証明書」や「狂犬病予防注射猶予証」を受け取った飼い主は、生活環境課で手続きをしてください。予防注射をした後に交付される注射済票(金属製)は鑑札と一緒に、飼い犬の首輪に装着してください。



オンラインで申請できる手続き

- 犬の登録申請(犬を飼い始めたとき)
 - 犬の死亡届(犬が死亡したとき)
 - 犬の登録事項変更届出(市内で転居したとき、市内で犬を譲り受けたとき)
- ※市外へ転出する場合は、裾野市での手続きはありません。転出先の自治体の手続きを確認してください。

生活環境課 995-1816